

「R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見及び回答

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
1	実施要項 P1 1.1対象施設の概要 表1	トラムカー車庫が収益施設に入っているが、別紙-5～6では収益施設に含まれていません。車庫の管理は収益、委託どちらになるのでしょうか。		管理区分は委託です。実施要項1.1.1(2)施設概要について、「淡路地区トラムカー車庫」の下線を削除します。
2	実施要項 入札実施要項P1～2 1.1.1対象施設の概要 (2)施設概要	「※2このほかに自動販売機を設置する」と記載がありますが、※2はどれを指しているのでしょうか。		「※2」は、「表1 主な対象施設一覧」を指しています。
3	実施要項 入札実施要項P2 ほか	「休園日は12月31日から1月1日及び2月月曜日から金曜日」とあるが、神戸地区について、年末年始の休園日を12月29日から1月3日への変更をご検討いただけますでしょうか。		年末年始の休園日については、原案通りとします。 なお、神戸地区については管理運営状況等を踏まえ、毎週水曜日に週休日を導入予定です。
4	実施要項 入札実施要項P3 1.1.3入園料 (1)入園料	環境体験学習で来園する学校園の引率教員の入園料の無料化をご検討いただけますでしょうか。		入園料については、原案通りとします。
5	実施要項 P11～12 1.3.1包括的な質の設定	淡路地区、神戸地区共に表中の *3 → *4 *4 → *5 が適切であると思われます。		実施要項1.3.1表4の<淡路地区><神戸地区>について、「公園特性を生かした植物管理(※4)」「情報発信(※5)」に訂正します。
6	実施要項 P11 1.3 本業務の質の設定 表 4 包括的な質 <淡路地区>公園利用者 数の確保	「令和6～8年度の有料区域の公園利用者数330,000人以上」となっているが、参考値に記載されている数値を合計すると332,000人となります。公園利用者数の達成すべき質は、330,000人と考えてよいでしょうか。		達成すべき質は、ご意見のとおりです。四半期の数値は、四半期毎の実績の平均値です。達成すべき質とする年間の公園利用者数に対する、四半期毎の公園利用者数の目安を参考に示しています。
7	実施要項 P12 1.3 本業務の質の設定 表 4 包括的な質 <神戸地区>公園利用者 数の確保	「令和6～8年度の有料区域の公園利用者数38,000人以上」となっているが、参考値に記載されている数値を合計すると38,500人となります。公園利用者数の達成すべき質は、38,000人と考えてよいでしょうか。		達成すべき質は、ご意見のとおりです。四半期の数値は、四半期毎の実績の平均値です。達成すべき質とする年間の公園利用者数に対する、四半期毎の公園利用者数の目安を参考に示しています。
8	実施要項 入札実施要項P19	物価変動の項目で30/1000以上の変動が見込まれる場合は近畿地方整備局の責任分担となっているが、実際にどのような指標が示された時にどのような措置が取られるのでしょうか。		物価変動の指標について、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
9	実施要項 P38 5.1.3 加算点項目 表9 5)多様な利用プログラムの 提供	提案内容の具体性、実現性、本公園としての妥当性について、加算点の内訳の明示をご検討いただけますでしょうか。		各々の観点を総合的に勘案の上で加点を行うため、内訳は明示しません。
10	実施要項 P39 5.1.3 加算点項目 表9 10)自主事業に関する提案	表中にある「収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容」が認められれば、加算されると考えてよいでしょうか。		表9 10)自主事業に関する提案とある通り、本項目は自主事業に関する提案です。「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」が加点の評価指標となります。
11	実施要項 入札実施要項P39	評価項目に質上げの実施が明記されているが、質上げに応じた委託料の増額変更や仕様の変更を見込むことができるのでしょうか。		質上げの実施は加点評価項目であり、委託料の変更に反映されるものではありません。物価変動への対応については、実施要項P19 表6「事業者と近畿地方整備局の責任分担」に記載の通りです。
12	実施要項 P39 5.1.3 加算点項目 表9 11)収益施設の運営に関する 提案	提案内容の具体性、実現性、本公園としての妥当性について、加算点の内訳の明示をご検討いただけますでしょうか。		各々の観点を総合的に勘案の上で加点を行うため、内訳は明示しません。
13	別紙 別紙5 収益施設一覧 別紙128 収益施設等設置管理運営 規定書	収益施設で電動トラムカーが裁量施設となっているが、淡路地区で園内移動施設として運行(委託事業)しない時には収益事業で電動トラムカーを運営すること(有料)が可能と考えられていますでしょうか。		ご意見のとおりです。
14	別紙 別紙22	第13条開園日時等 秋の都市緑化月間/10月1日～10月31日【期間中1日】とあるが、入札実施要項案(P.3)では【期間中2日】とあります。どちらが正しいのかご教示いただけますでしょうか。		共通仕様書 第13条 開園日時等について、「秋の都市緑化月間/10月1日～10月31日【期間中2日】」に訂正します。

「R5-9国営明石海峡公園運営維持管理業務入札実施要項(案)」に対する意見及び回答

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
15	別紙 別紙41、別紙69、別紙75、 別紙99 別紙152、別紙160、別紙 169	「園内の車両通行の際には15km/h以下とする」とありますが、神戸地区では園内通路に入園者がおり最徐行する場合以外は車道での現実的な速度ではないので一律の速度制限の訂正をご検討いただけますでしょうか。	公園全体の管理運営状況を踏まえ、公園内での車両の速度制限は時速20km以下に統一します。 安全管理上の理由から、淡路地区において今後も時速15km以下で運営することは可能です。 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)第2条 基本事項、第54条 安全管理、第73条 施設の運営、個別仕様書(施設・設備維持管理業務)第7条 安全管理等、個別仕様書(植物管理業務)第9条 安全管理等、収益施設管理運営共通規定書 第39条2 安全確保、第45条 安全管理、収益施設管理運営個別規定書 第12条 施設利用上の注意事項の記載にある、「15km/h以下」を「20km/h以下」にします。
16	別紙 別紙45 運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)	第9条繁忙日対応「3.不足が予想される駐車場やトイレ、ゴミ箱等の設置・・・清掃等を行う。」とあるが、令和5年2月から、園内のゴミ箱を撤去し持ち帰りを進めるため、繁忙日でもゴミ箱を設置しない運営を取っても良いでしょうか。	淡路地区に関するご意見としてご回答します。繁忙期においても、来園者へのゴミ持ち帰りの周知徹底、イベント主催者によるゴミ箱設置などにより不足が予測されない場合は、ゴミ箱を設置しない運営も可能です。
17	別紙 別紙63	「巡視は徒歩、自転車、自動二輪で行うものとする。自動二輪の場合は時速15km以下を厳守する」とありますが、園内が広大なため現実的ではないかと思われま。神戸地区では自動車の利用と制限速度について臨機応変な対応をご検討いただけますでしょうか。	公園全体の管理運営状況を踏まえ、公園内での車両の速度制限は時速20km以下に統一します。 管理運営状況に応じた巡視ができるよう、「巡視は徒歩、自転車、自動二輪車で行うことを基本とし、自動車その他の方法で巡視を行う場合は調査職員と協議する」とします。
18	別紙 別紙64	神戸地区園内移動施設は近畿地方整備局から貸与されており、「事業者が車両をリース等で確保」という内容では矛盾が生じるのではないのでしょうか。	個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)第57条1のとおり、「神戸地区の運行対象施設について、近畿地方整備局から貸与する車両の仕様は次のとおりとするが、使用する車両は、これに限定しない」としています。貸与車両が使用困難となった場合の対応は協議事項とします。
19	別紙 別紙66	第62条 施設・設備等の維持管理2)について、消耗品以外の修繕等は国で予算措置してもらえるのでしょうか。また、予算措置できない場合、運行見合わせという選択をとっても良いのでしょうか。消耗品の範囲はどこまで含むのでしょうか。	園内移動施設の運行によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等が業務の対象となります。施設等の修繕に係る役割分担は、共通仕様書 第7条 近畿地方整備局と事業者の責任分担のとおりです。
20	別紙 別紙139	神戸地区体験学習施設の①里山活動体験林及び②里地活動体験農地の月額施設使用料について、算定根拠をご教示いただけますでしょうか。	土地使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定しています。①里山活動体験林は面積約18,000㎡、②里地活動体験農地は面積約17,000㎡を全て使用する場合の月額使用料として算定しています(収益施設等設置管理運営規定書 第7章 自主事業における体験学習施設の新設・管理運営 第65条 運営対象範囲に範囲、面積を記載)。体験学習事業を自主事業で実施する場合は、使用する面積、期間に応じて使用料を算定します。
21	別紙 別紙139	神戸地区森のゾーン身障者用駐車場に施設使用料が定められているが、本来身障者車両は駐車料金が無料であり、収入の無い施設に施設使用料を設定するのは矛盾があるため、施設使用料の無料化を検討いただけますでしょうか。	駐車場を収益事業として運営する上で身障者用駐車マスの設置管理は必須であることから、収益施設を構成する施設として施設使用料の対象となります。
22	別紙 別紙167	神戸地区の自動二輪車及び原付自転車の駐車料金の無料化をご検討いただけますでしょうか。(現状は100円)	収益施設管理個別規定書 第1章 駐車場 第6条 利用料金において、二輪の駐車料金の上限(100円/日)を指定しています。無料化を含め、上限を超えない範囲で施設等運営者による料金設定が可能です。
23	別添 別添11 資料8(異常気象時における公園の開園・閉園判断基準)	④その他の項目に「冬季、大雪のため公園スタッフが出勤できない場合」の追記をご検討いただけますでしょうか。	「大雪のため公園スタッフが出勤できない場合」、開園に必要な施設点検、利用者案内等が実施できないことから、当該基準の「④その他 2)来園者の安全が確保されない場合」に該当しますので、追記は行いません。
24	別添 別添73	「1.公園内は時速20km以下の通行」とあるが、淡路地区では個別仕様書(別紙41、63など)のとおり15km以下で管理しているため、淡路地区に関しては15km以下での統一をご検討いただけますでしょうか。	(NO15再掲) 公園全体の管理運営状況を踏まえ、公園内での車両の速度制限は時速20km以下に統一します。 安全管理上の理由から、淡路地区において今後も時速15km以下で運営することは可能です。 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)第2条 基本事項、第54条 安全管理、第73条 施設の運営、個別仕様書(施設・設備維持管理業務)第7条 安全管理等、個別仕様書(植物管理業務)第9条 安全管理等、収益施設管理運営共通規定書 第39条2 安全確保、第45条 安全管理、収益施設管理運営個別規定書 第12条 施設利用上の注意事項の記載にある、「15km/h以下」を「20km/h以下」にします。
25	別添 別添79 2.里山体験メニューの実施方法	「維持管理を手伝ったお礼として、作業量に応じた収穫物がもらえる」という箇所の『作業量に応じて』の削除をご検討いただけますでしょうか。	管理運営状況を踏まえ、「里山体験メニューの実施方法」から作業量に係る記載を削除し、「里山体験メニューを実施した来園者には、公園内の収穫物を提供できる」とします。
26	別添 別添86 里山フレンズ活動規約	第2章 活動内容 第4条 「②おもてなし(お茶とサービス等)」の削除をご検討いただけますでしょうか。	「里山フレンズ」活動規約第4条(活動内容)の「②おもてなし(お茶サービス等)」を削除します。